

減圧弁修理工事特記仕様書

第1条 総 則

1. 本仕様書は、市内に点在している減圧弁の作動具合、付属器具等の修繕を行い適正水圧に保ち安定した水の供給を図ることを目的とする。
2. 請負受注者は、本仕様書及び監督員の指示に従い作業しなければならない。
3. 減圧弁の点検及び修理については、監督員立会いのもと実施するものとする。
4. 施工の順序及び実施工程表は、事前に監督員の承認を受けるものとする。

第2条 業務内容

1. バイパス管操作で二次側の圧力を安定させてから作業を実施するものとする。
2. 減圧弁の主な修理項目は、下記のとおりである。なお、その結果を減圧弁作業報告書により報告しなければならない。
 - (1) 本弁の分解清掃。
 - (2) 使用部品の交換及び組立て。
 - (3) 手動操作での主弁の作動状態の確認。
 - (4) 本体からの漏水の確認。
 - (5) 圧力計の作動状態の確認。
 - (6) ストレーナーの清掃及びパイロットバルブの調整。
 - (7) 主弁の開度、圧力等の状況の記録。
 - (8) 本体の塗装、腐食等の状態の点検。
 - (9) 配管部分の状態の点検。
3. 修理終了後に、圧力計の状態を写真撮影すること。

第3条 報告及び工期

1. 修理終了後、下記書類を2部提出するものとする。
 - (1) 位置図 1/10,000
 - (2) 案内図 1/500
 - (3) 業務の記録写真
 - (4) 前条第2項に掲げる報告書
2. 工期は契約日より令和5年3月24日限りとし、工期内に報告書を提出しなければならない。

第4条 附 則

事故及び損害が発生した場合は、受注者の負担とし、災害等の不可抗力による場合は双方協議の上、決定する。

施工条件の明示

かずさ水道広域連合企業団 浄水2課

工事名：減圧弁修理（木更津市域）工事
 工事箇所：木更津市茅野896-1地先外3箇所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<p>施工計画書に則り工程管理を実施し、約定工期を遵守すること。 関係機関等と調整完了後直ちに着手し早期完了に努めること。</p>
用 地 関 係	<p>用地境界には十分配慮し近接地主と協調を保ち、いたずらに摩擦を 起こさないよう注意をすること。</p>
公 害 対 策 関 係	<p>振動・騒音は十分注意して工事を行うこと。 水質汚濁等に十分配慮すること。 異変に気づいた場合は直ちに監督員に連絡し誠意をもってその処置に あたること。</p>
安 全 対 策 関 係	<p>標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置 するほか、道路管理者等第三者との協議に基づき実施するものとする。 なお、施工にあたり、管轄警察署とよく協議すること。 また、車両通行止めとなる時は、迂回路を明確にし、円滑な誘導を 行うこと。</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>進入路として一般道を使用する際にむやみに損傷等を与えないよう に十分配慮すること。 また損傷等生じた場合は、請負者の責任において原形に復すること。</p>
仮 設 備 関 係	<p>隣接占用物については損傷しないよう十分注意し施工すること。</p>
そ の 他	<p>工事施工にあたっては、「かずさ水道広域連合企業団工事標準仕様 書」、「千葉県土木工事共通仕様書」に準拠するものとするが、これによ り難しい場合は監督員と協議すること。 施工計画書、承認申請書、工事状況写真等書類編冊にあたっては原 則A4版とする。</p>

工事箇所一覧表

工事名 減圧弁修理(木更津市域)工事

工事場所 木更津市茅野896-1地先外3箇所

設置番号	設置場所	口径	設置年	バイパス管
19	茅野896-1地先 西側車道	100	H3.10	あり
26	中里600-1地先 パールショップともえ北西側歩道	200	H2.2	あり
38	かずさ鎌足一丁目地先 草敷大橋南西側歩道	150	H8.3	あり
45	請西東五丁目23-1地先 蕎麦香房むさしや南西側歩道	200	H9.-	あり

以上4台